平成28年度第1回財政援助団体等監査

監査の種別 地方自治法第 199 条第7項の規定による監査

監査の対象 施設名:福生市営プール

指定管理者:有限会社 ブイフィールド

所管部課:教育部スポーツ推進課

監査の範囲 平成 27 年度(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)に執行された福生

市営プール指定管理委託に関する事業ついて

実施期間 平成28年9月20日から平成28年12月21日まで

監 查 委 員 田村 桂一 · 杉山 行男

指摘事項

管理物件の修繕等について

基本協定書第20条2では、「乙は、施設維持のために年額107万円を限度として1件あたり50万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満の小規模修繕等を実施するものとする。(省略)」と修繕等の取り決めを税込方式で定めている。しかし、指定管理者の経理は税抜方式を採用しており、指定期間内に税率が変更になることも考えられ、実際に平成26年4月1日から消費税は5パーセントから8パーセントに変更されている。税込方式であると様々な不都合が生じる恐れがあることから、次回の基本協定書作成の際は税抜で限度額を定め、税抜と明記されたい。

(スポーツ推進課)

改善措置等

御指摘のとおり、次回の基本協定書作成の際は税抜で限度額を定め、税抜と明記いたします。

2 市が負担すべき備品について

備品については、市は所有する備品一覧を示し無償で指定管理者に貸与し、指定管理者は、本業務を実施する上で、必要に応じて自己の費用により備品等を購入又は調達することができると基本協定書で定められているが、本来市が負担すべき備品は、指定管理料を算出する際に費用として指定管理料に盛り込むべきである。

例えば、AEDの設置については、福生市営 プールには設置されておらず、指定管理者が平 成28年3月に購入した。また、AED設置の 取決めについて、基本協定書に定められていな 御指摘のとおり、AEDに限らず、本来市が負担すべき備品は契約時に費用として指定管理料に盛り込み、基本協定書作成の際には明記いたします。

かった。AEDは、プールという施設の性質上、 使用の可能性も高く常設しておくべき備品で ある。

AEDに限らず、本来市が負担すべき備品は、契約時に費用として指定管理料に盛り込み、基本協定書作成の際には明記されたい。 (スポーツ推進課)

3 指定管理者に要求する管理運営業務の基準について

平成24年度に委託業者として現指定管理者が市営プールを管理していたときに規制されていなかったことが、指定管理者になった平成25年度から市側より規制の指示があり、1年目は対応に苦慮したという事例があった。しかし、新たな規制については指定管理者に要求する管理運営業務の基準である「業務基準」に記載がなかった。

業務基準の最後に、「その他委員会(教育委員会)が求める事項について、適切に対応すること」と記載はあるが、指定管理者が混乱しないよう、想定できる範囲ではあるが指定管理者に要求する内容は業務基準に適切に明記されたい。

(スポーツ推進課)

御指摘のとおり、新たな規制については、指定 管理者に要求する管理運営業務の基準である 「業務基準」に記載がなかった。今後は指定管 理者が混乱しないよう、想定できる範囲につい ても指定管理者に要求する内容は業務基準に 適切に明記いたします。